

公認会計士制度と 公認会計士・監査審査会の役割

新潟大学

平成29年6月13日

公認会計士・監査審査会

常勤委員

松井 隆幸

構 成

- I. はじめに
- II. 公認会計士の使命と財務諸表の監査
- III. 監査品質の確保
- IV. 公認会計士・監査審査会の業務
- V. 公認会計士の活躍領域
- VI. おわりに

I はじめに

1. 身近な監査
2. 仕事としての監査
3. 内部監査を専門領域として

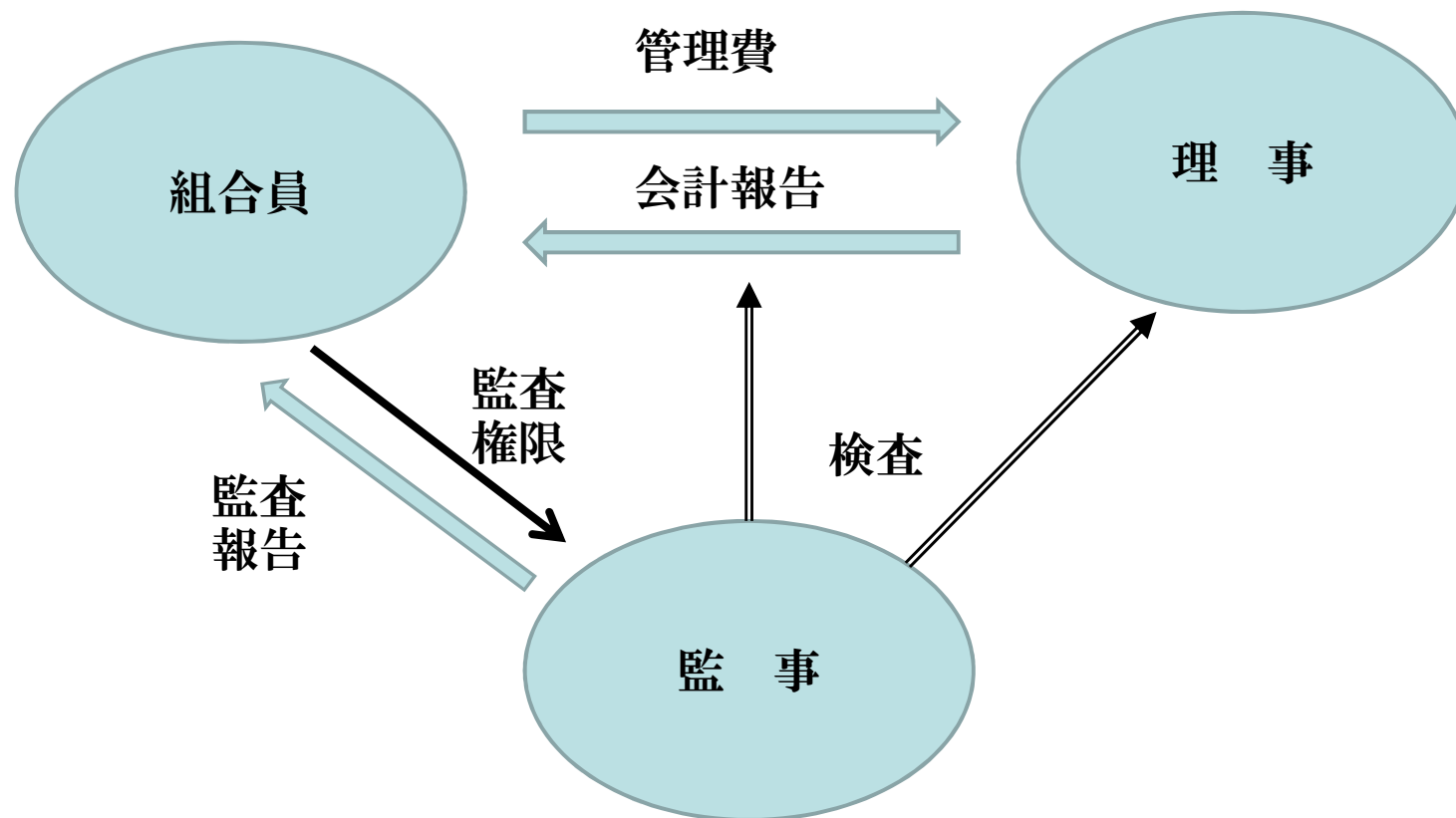
I -1 身近な監査

- 「監査」を行う人は、身近にたくさん存在しています。
 - － 町内会の「監事」
 - － マンションの管理組合の「監事」
 - － サークルの「監事」
- 「監事」は、監査をするのですが、監査に共通する事項を抜き出してみると、次のようにいえるでしょう。

「他者の行為や報告を行為者からは独立の立場から調べ、報告すること」。

I -1 身近な監査

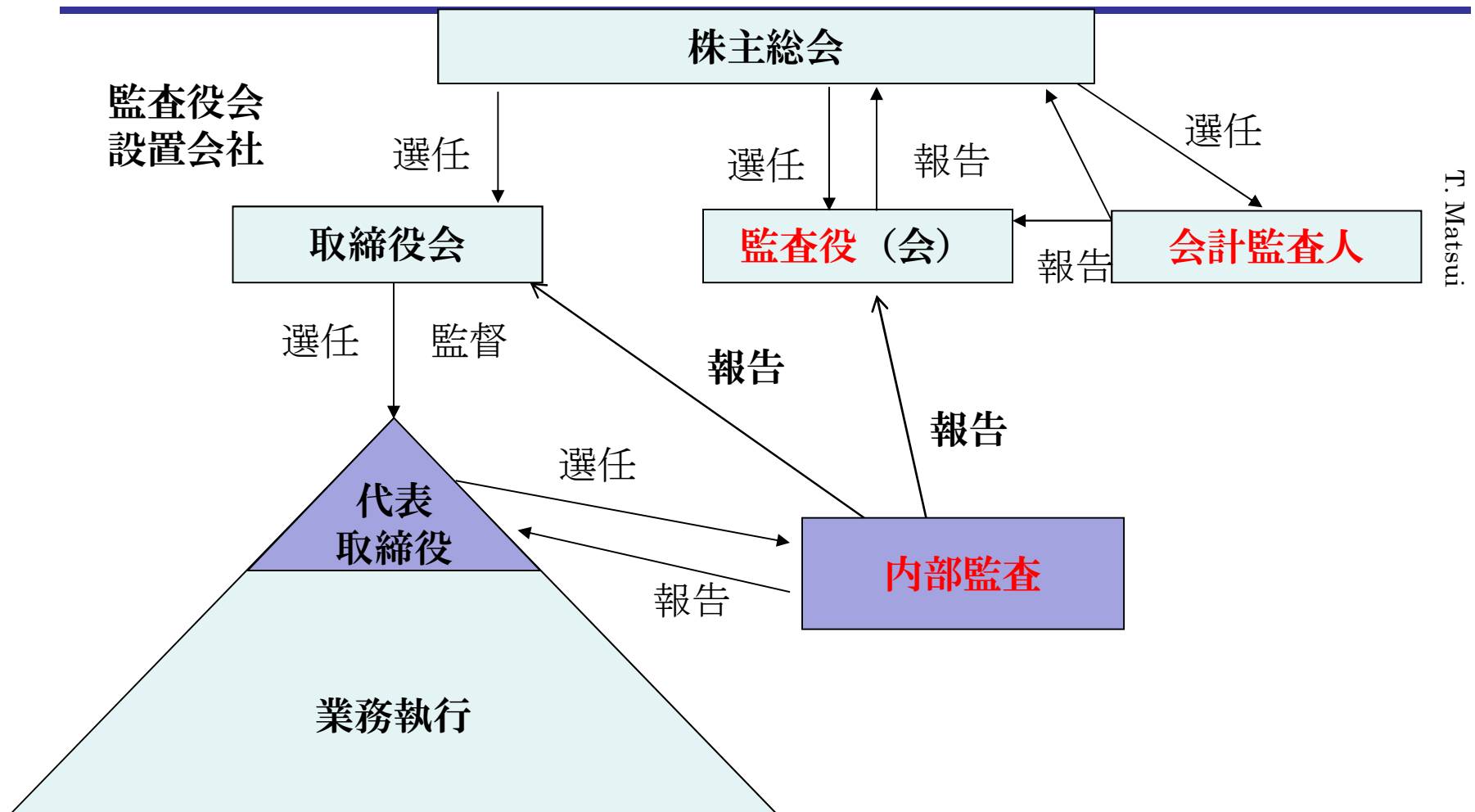
- 管理組合の「監事」の役割



I -2 仕事としての監査

- 大規模な株式会社では、監査を業務として行う人々がいます。
 - － 公認会計士（会計監査人）
 - － 監査役（監査委員、監査等委員）
 - － 内部監査人
- その中で、「監査」を「専門職業」として行うのは、公認会計士です。

I -2 仕事としての監査



I -3 内部監査を専門領域として

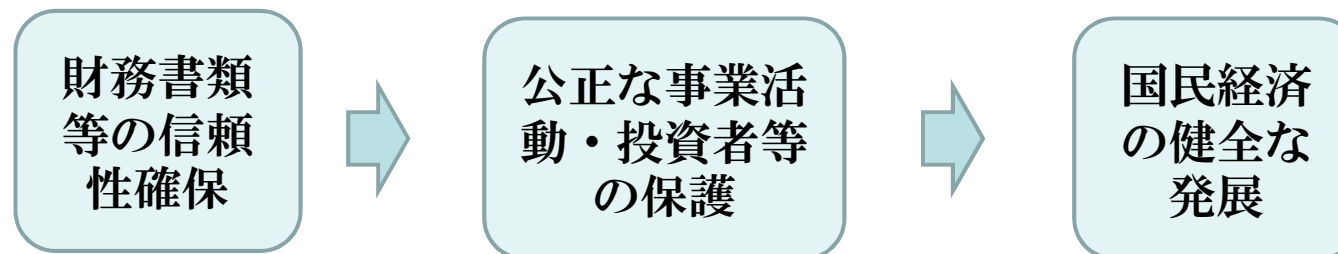
- 私の個人的な、監査論との係りです。
 - － 本格的に会計を勉強し始めたのは、大学院進学を志してからでした。
 - － 監査論を専門領域としたのは、大学院進学後でした。
 - － 監査論の中でも、内部監査論を専門領域とするようになったのは、平成8－9年頃でした。
 - － 大学の教員としては、簿記・会計関係の科目（会計監査論を含む）を担当していました。内部監査論を担当できるということが、平成17年に大学を移籍する際の動機の一つでした。
 - － 内部監査を専門領域としてよかったと思うことは数多くあります。特に、実務に直結する領域だけにダイナミックな変化を肌で感じることもできたこと、実務に貢献できる機会を数多くいただけたことは、ありがたかったと思っています。

Ⅱ 公認会計士の使命と財務諸表の監査

1. 公認会計士の使命
2. 公認会計士の業務
3. 財務諸表の信頼性確保

Ⅱ-1 公認会計士の使命

- 公認会計士の使命（公認会計士法第1条）
「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」



Ⅱ-2 公認会計士の業務

- 使命を達成するため、公認会計士は「他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をする」（公認会計士法第2条1項）ことを業務としています。
- 加えて、公認会計士の名称を用いて「他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調整をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずる」（公認会計士法第2条2項）業務をすることもできます。

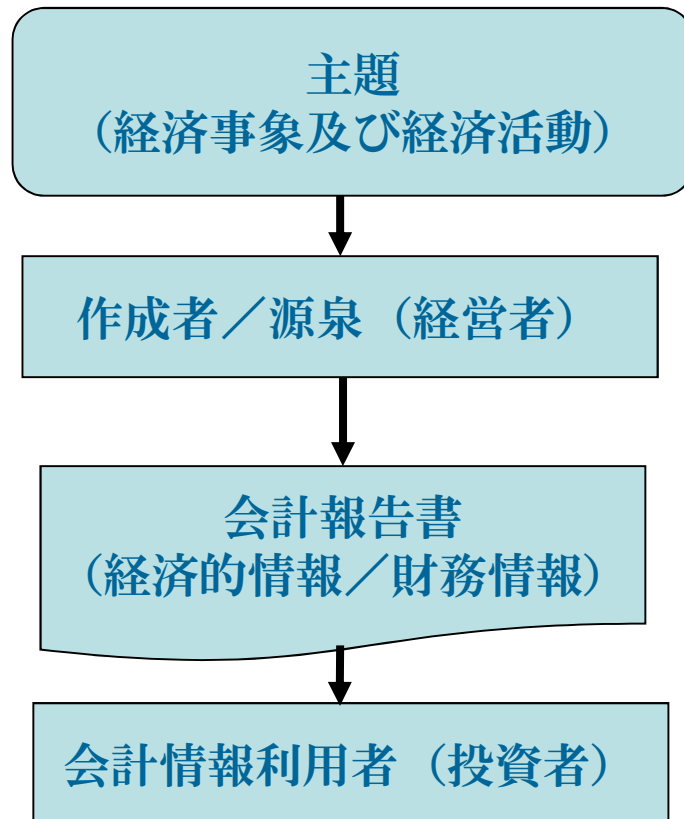
Ⅱ-2 公認会計士の業務

- 金融商品取引法では、有価証券届出書（目論見書）や有価証券報告書、四半期報告書において、財務諸表（計算書類）の開示を求めています。
 - － 有価証券報告書等の開示書類は、EDINET（Electronic Disclosure for Investor's Network）で入手できます。
- そこで開示される財務諸表について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けるように求めています。（第193条の2第1項）
 - － 加えて、財務情報の作成プロセスの管理状況について報告する内部統制報告書に対しても、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けるように求めています。（第193条の2第2項）

Ⅱ-2 公認会計士の業務

- 会社法も、会社法上の大会社や監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社は、計算書類について、会計監査人の監査を受けるように求めています。
 - － 会計監査人は、公認会計士又は監査法人であることが求められています。（第337条）
- 投資者（株主）に有用な財務情報が提供されることにより、資本市場は活発化して有望な株式会社の資金調達は可能になり、経済は発展するので
- 金融商品取引法や会社法に基づく財務諸表（計算書類）の監査は、公認会計士の独占業務になっています。

Ⅱ-3 財務諸表の信頼性確保



投資者（株主等）は、
次の2つの判断をする
必要があります。

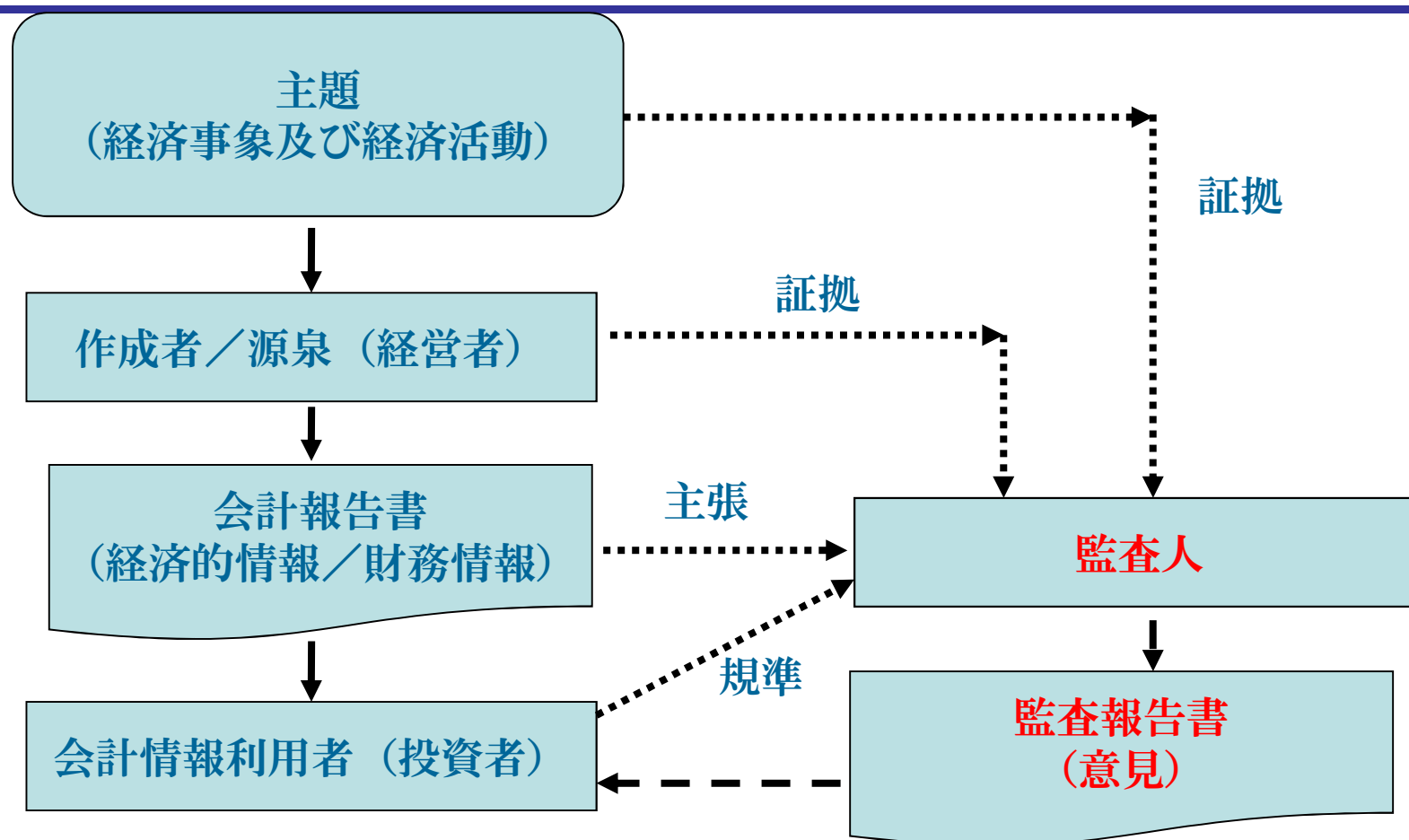
- ① 情報内容の解釈
- ② 情報の質（信頼性）の評価

鳥羽至英（訳）『基礎的監査概念』国元書房、昭和57年、18頁。用語を一部追加。

Ⅱ-3 財務諸表の信頼性確保

- 財務諸表等の財務情報は、経済活動を行う株式会社の経営者が作成します。
- 情報の利用者である投資者は、当該株式会社について、経営者のような詳細な情報は持っていません。また、会計などについての知識も、十分に持っていないことが多いといえます。
- こうした中で、経営者には、不都合な情報は隠したい、あるいは状況を実際よりも良く見せたいという誘惑が生じることもあります。
- 投資者は、情報の質（信頼性）を判断することができるでしょうか？

Ⅱ-3 財務諸表の信頼性確保



鳥羽至英（訳）『基礎的監査概念』国元書房、昭和57年、22頁。用語を一部追加。

Ⅱ-3 財務諸表の信頼性確保

- 情報が信頼できなければ、株式を購入する、すなわち投資をしようという人は、少なくなるでしょう。ところが、投資者自身で情報の信頼性を確かめることは困難です。
- 投資を促進して会社の資金調達を容易にしなければ、経済は発展しません。そのため、情報の信頼性を確保することは必要です。
- この問題を解決するには、経営者と投資者の間に立つ人（監査人）が情報の信頼性を確かめ、投資者に結果を投資者に伝えるようにすればよいのです。
- 投資者等が公表された財務情報に信頼において意思決定できるのは、公認会計士が財務諸表の監査を通して情報の信頼性を確かめているからです。

Ⅲ 監査品質の確保

1. 公認会計士の適格性と独立性
2. 監査法人
3. 日本公認会計士協会
4. 公認会計士・監査審査会

Ⅲ-1 公認会計士の適格性と独立性

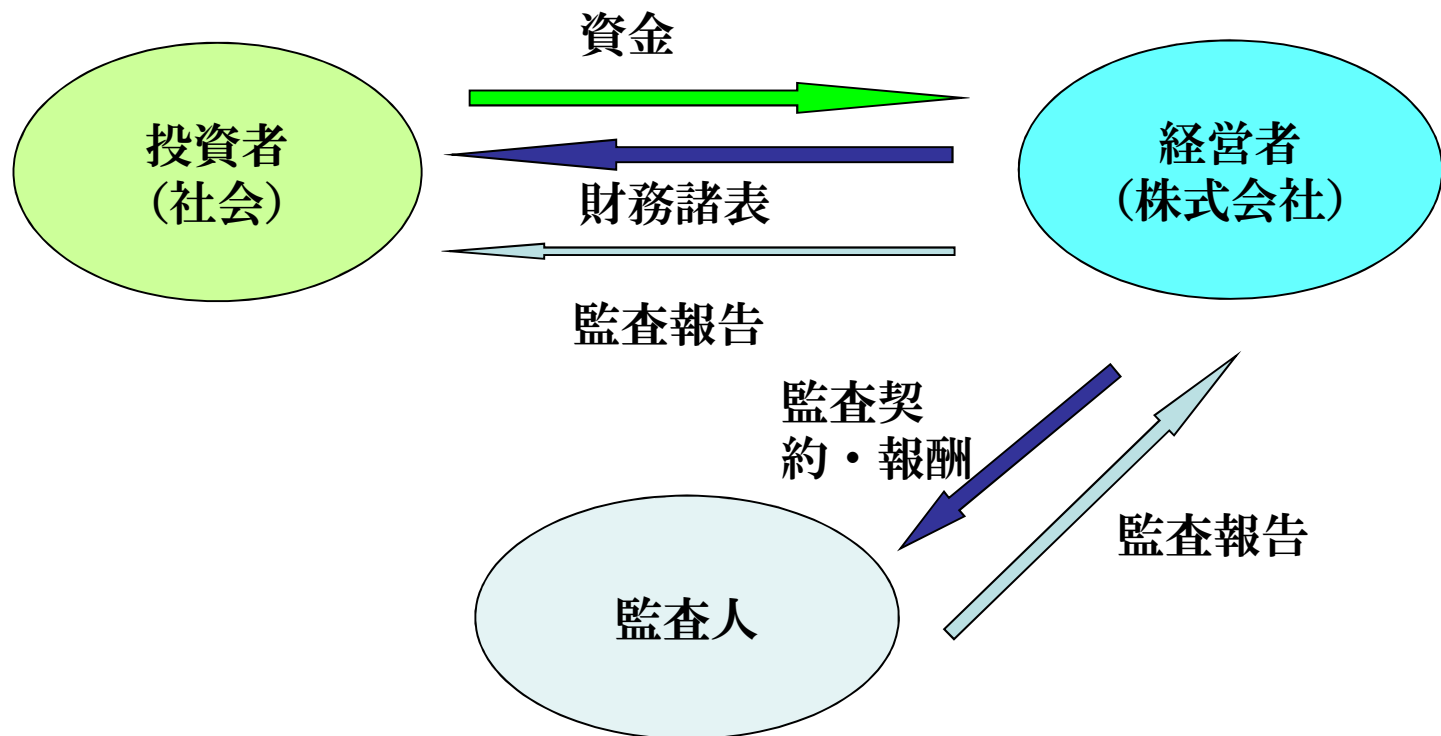
- 投資者が財務諸表の監査に信頼をおくことができるためには、監査の品質が一定水準以上に保たれなければなりません。
- 監査品質を確保するため、監査の実施者である公認会計士は、一般に公正妥当と認められる監査の基準を遵守して監査を実施するように要請されています。
 - － わが国では、企業会計審議会が「監査基準」を公表し、日本公認会計士協会が実務指針を公表しています。

Ⅲ-1 公認会計士の適格性と独立性

- 監査の基準を遵守して適切に監査を実施するには、財務諸表の信頼性について、公正不偏の立場から、適切な判断を下すことができません。（精神的独立性）
- 適切な判断を下すため、監査の実施者は、会計や監査及び関連する諸領域に関する相当の専門的知識と実務経験を備えている必要があります。
- そこで、金融商品取引法や会社法では、公認会計士試験に合格し、実務経験・実務補習を経て修了考査に合格した公認会計士のみに監査業務を認めているのです。
- 加えて、公認会計士は、会計や監査を取り巻く環境の変化に対応できるように、継続的に専門研修を受講するように義務付けられています。

Ⅲ-1 公認会計士の適格性と独立性

財務諸表の監査の構図



Ⅲ-1 公認会計士の適格性と独立性

- 財務諸表の監査は、経営者が公表する財務諸表の信頼性を確かめるために行われるのですが、監査報酬は経営者側から支払われる関係にあります。
- 公認会計士は、スライド21の構図の中で監査しますから、**公共の利益**の観点から、常に公正不偏な判断を下すことができるように、精神的に独立であることに影響及ぼすような利害関係を持たず、また持っているかのような疑いを招かないことが重要です。（**外観的独立性**）

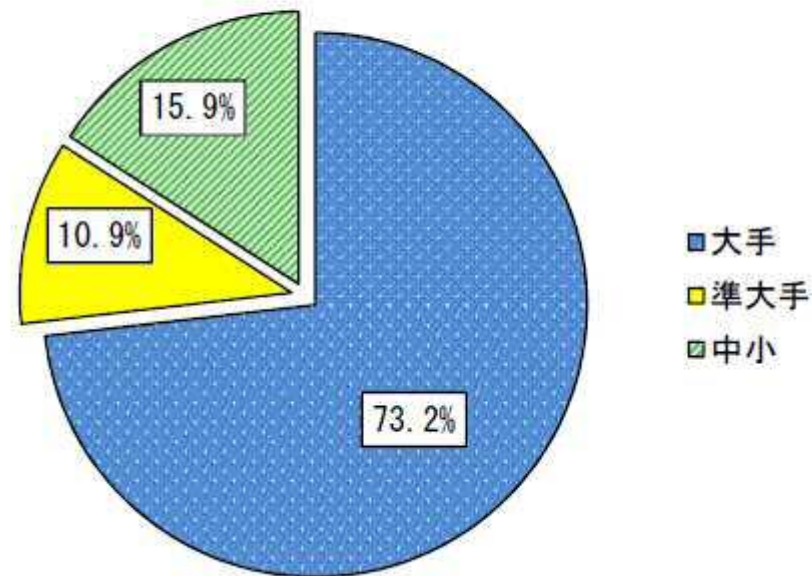
Ⅲ-2 監査法人

- 監査対象である会社等が大規模化・多角化すると監査人側も組織化する必要があります。そのため、今日、ほとんどの上場会社の監査は、大手監査法人や準大手監査法人によって実施されています。
 - － 監査法人とは、財務書類に関する監査業務を組織的に行うことを目的として、公認会計士が共同して、公認会計士法に基づいて設立した法人です。
 - － 平成29年3月末時点で、222の監査法人があります。

Ⅲ-2 監査法人

図表Ⅲ-1-2 <監査法人別上場被監査会社数（単位：社）>

大手監査法人	2,656
準大手監査法人	397
中小監査事務所	577
合 計	3,630

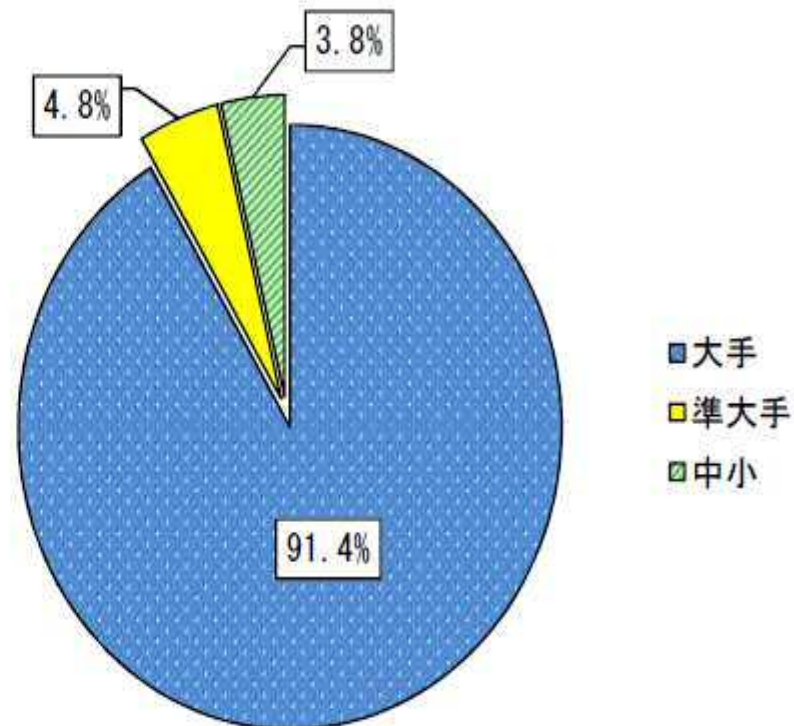


公認会計士・監査審査会『監査事務所の概況』平成28年7月、22頁。

Ⅲ-2 監査法人

図表Ⅲ-1-3 <監査法人別上場被監査会社の時価総額（単位：百万円）>

大手監査法人	484,655,522
準大手監査法人	25,563,182
中小監査事務所	19,948,289
合 計	530,166,993



公認会計士・監査審査会『監査事務所の概況』平成28年7月、22頁。

Ⅲ-2 監査法人

(大手監査法人)	(準大手監査法人)
有限責任あずさ監査法人	仰星監査法人
新日本有限責任監査法人	京都監査法人
有限責任監査法人トーマツ	三優監査法人
PwC あらた有限責任監査法人	太陽有限責任監査法人
	東陽監査法人
	優成監査法人

50音順で記載

公認会計士・監査審査会『監査事務所の概況』平成28年7月、3頁。

Ⅲ-2 監査法人

- 監査法人は、業務を公正かつ的確に遂行するため、業務管理態勢を整備しなければなりません。
- 特に、自らの組織として、監査の基準に準拠して適切に監査を実施するため、品質管理の方針と手続を定め、これらに従って監査が実施されていることを確かめなければなりません。
- 監査は、公認会計士が監査責任者となる監査チームによって実施されます。
- 監査責任者は、品質管理の方針と手続に従い、指揮命令の系統及び職務の分担を明らかにし、補助者に対して適切な指示、指導及び監督を行うように求められています。

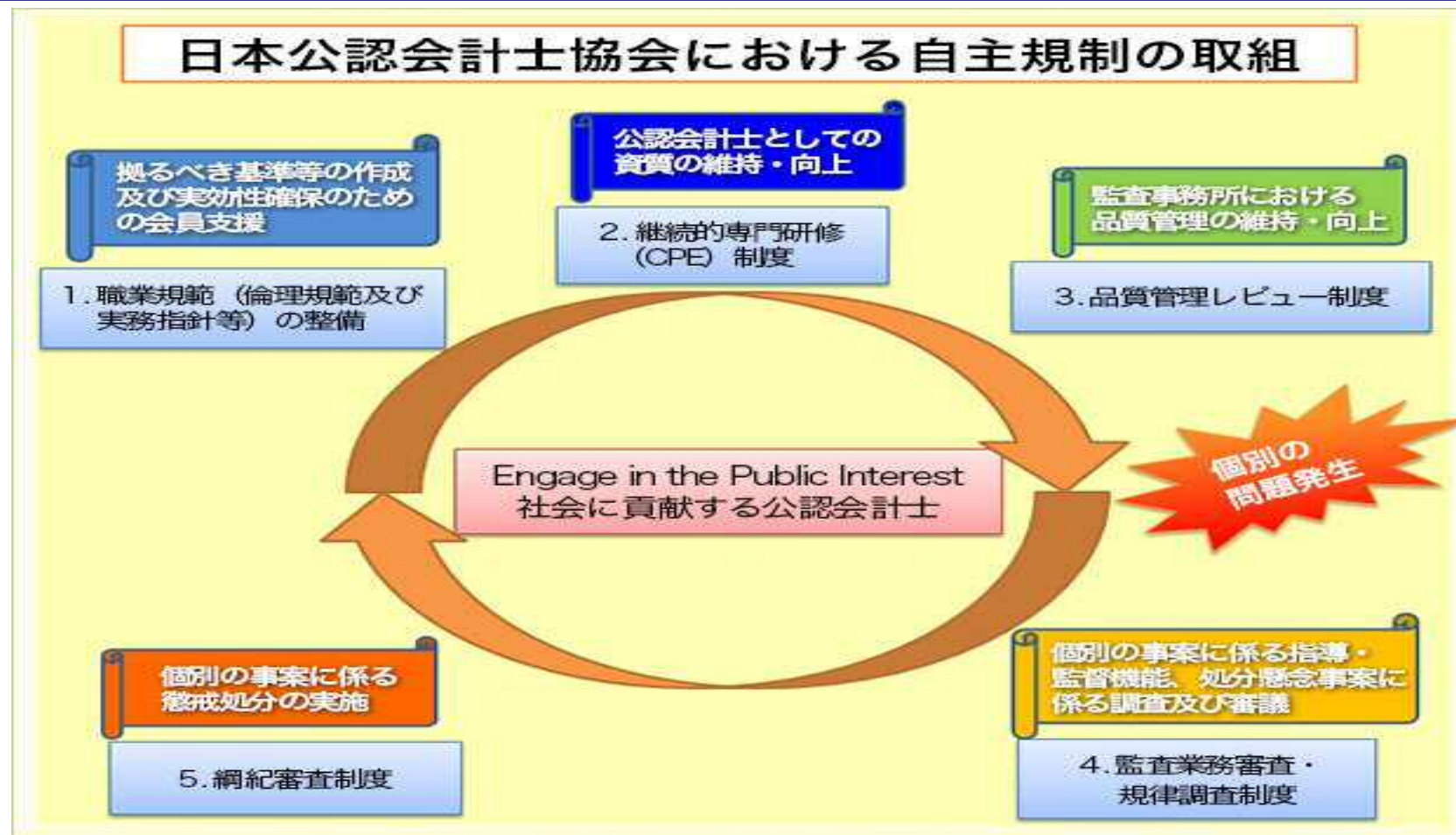
Ⅲ-2 監査法人

- グローバルに事業を展開する会社を監査するには、監査人もグローバルなネットワークを持つ必要があります。
- 大手監査法人や準大手監査法人は、国際的なネットワークに所属し、ネットワークを構成するネットワーク・ファームとなっています。

Ⅲ-3 日本公認会計士協会

- 日本公認会計士協会（以後、協会）は、日本における唯一の公認会計士の団体です。
- 協会の目的は、公認会計士及び監査法人の品位を保持し、監査証明業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督を行い、公認会計士の登録に関する事務を行うことです。
- 公認会計士及び監査法人は、協会の会員とならなければなりません。
- 協会は、自主規制の一環として、監査証明業務を行う監査法人等を対象として、監査法人等の品質管理システムが適切かつ十分に整備され、有効に運用されているかを確かめるため、品質管理レビューを行っています。

Ⅲ-3 日本公認会計士協会



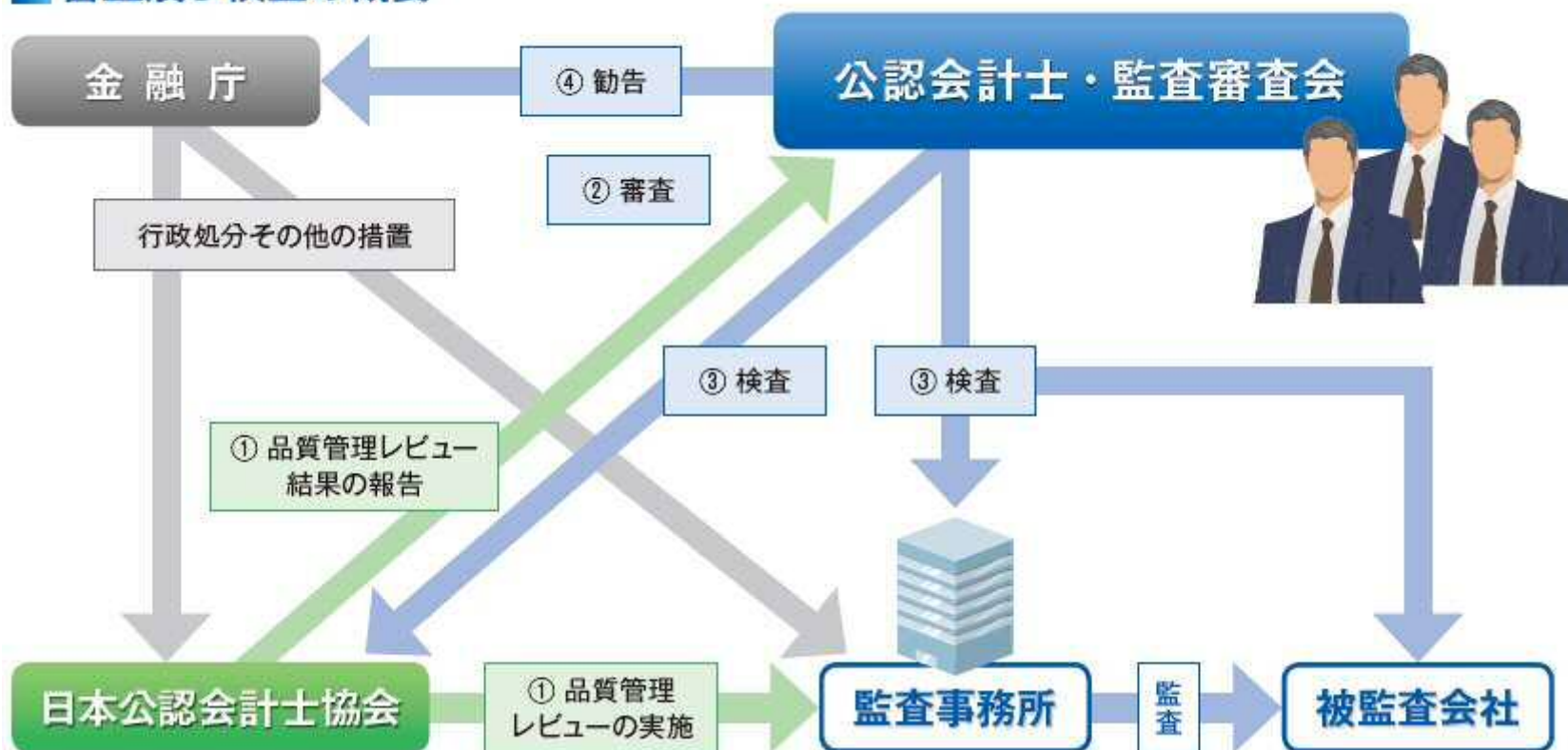
出所：<http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/about/self-regulatory/index.html>

Ⅲ-4 公認会計士・監査審査会

- 公認会計士・監査審査会は、公認会計士法に基づいて、監査品質の向上と会計監査の信頼性確保を図る目的で設置された機関です。
- 公認会計士試験の実施や監査事務所に対する審査・検査を主な役割としています。

Ⅲ-4 監査品質を確保する制度

■ 審査及び検査の概要

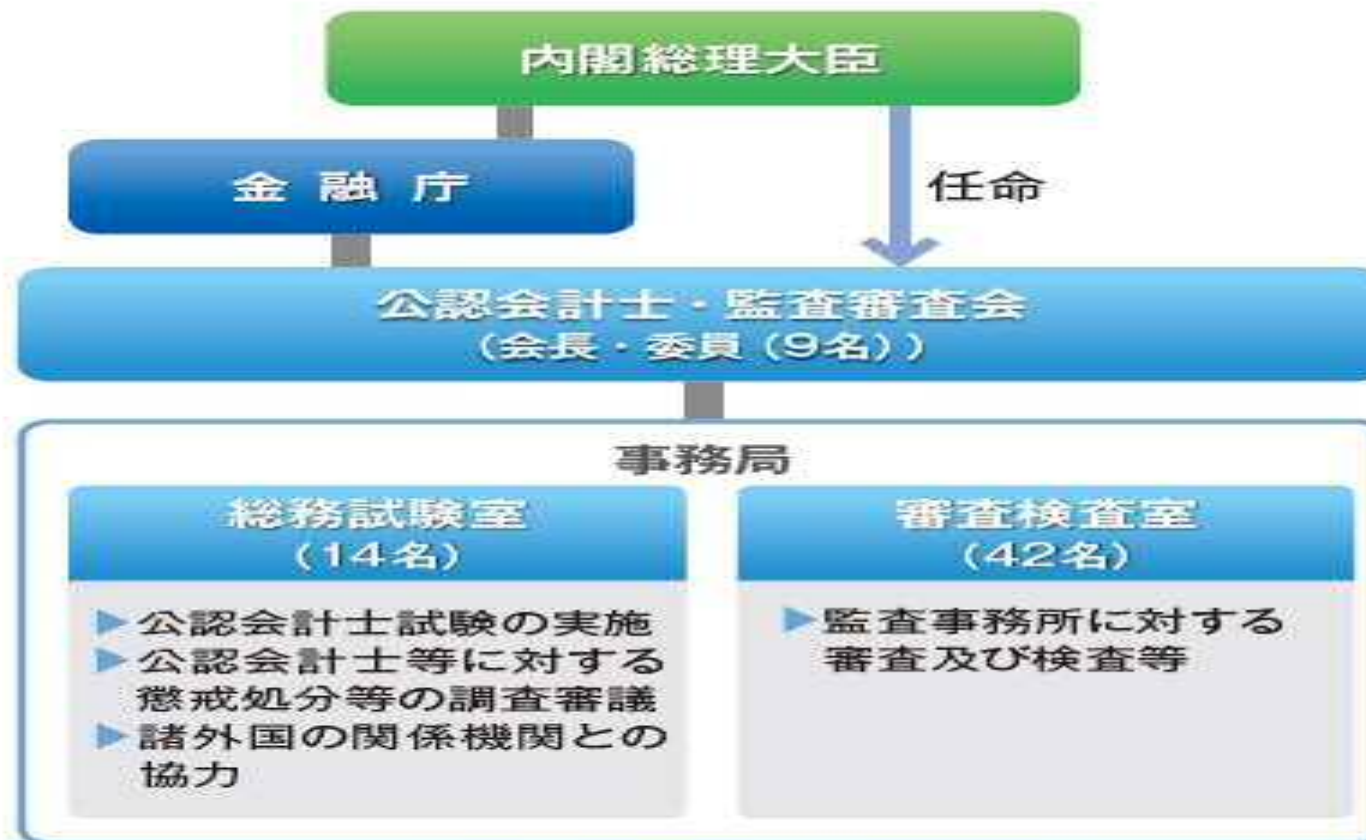


公認会計士・監査審査会 パンフレット 5頁。

IV 公認会計士・監査審査会の業務

1. 業務の概要
2. 公認会計士試験の実施
3. 監査法人等のモニタリング

IV-1 業務の概要



(注) 上記人員数は平成28年度定員ベース

公認会計士・監査審査会 パンフレット 3頁。

IV-2 公認会計士試験制度

- (参考資料) 「目指せ、公認会計士！」参照。
- 公認会計士法第5条は、公認会計士試験の目的と方法について、次のように規定しています。
 - － 「公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記の方法により行う。」
- 審査会は、公認会計士試験の適正な実施のため、試験委員の推薦、試験委員による試験問題の作成及び採点の支援、試験科目の免除に関する判断、合格の決定、不正受験による合格の決定の取消し・受験の禁止などの業務を行っています。

IV-2 公認会計士試験制度

- 短答式試験と論文式試験は独立の試験ではなく、役割を分担しつつ、受験者の学識と応用能力を判定します。
- 短答式試験は、受験者が論文式試験を受験するために必要な専門的知識を備えているかを判定するための試験です。
- したがって、審査会が公表している「出題範囲の要旨」に沿って、偏りなく基礎力を確かめる問題や基本的な事項の理解を問う問題が出題されます。
 - － 会計専門職大学院を修了した者は、短答式試験のうち、「財務会計論」「管理会計論」「監査論」が免除されます。

IV-2 公認会計士試験制度

- 論文式試験は、受験者が必要な専門的知識を有しているという前提で、受験者の思考力、判断力、応用能力、論述力等を評価することに重点をおきます。
- そのため、短答式試験のある科目の「出題範囲の要旨」では、論文式試験の出題範囲を短答式試験よりも絞り込んでいます。
- 会計学、監査論、企業法、租税法及び民法については、法令集を受験時に配布し、試験を実施しています。

IV-2 公認会計士試験制度

- 平成27年まで、願書提出者は5年連続、合格者は8年連続して減少してきましたが、平成28年、わずかですが増加に転じました。
- 平成29年第Ⅰ回の短答式試験は、受験者（願書提出者）7,818人、合格者1,194人でした。平成28年第Ⅰ回と比較して受験者は788人（11.2%）、合格者は331人（38.4%）増加しました。
- 平成29年の第2回短答式試験は、5月28日に実施されます。願書提出者は8,214人で、平成28年第2回と比較して246人（3.1%）増加しました。

IV-2 公認会計士試験制度

- 平成28年の試験合格者の就職状況は、いわゆる売り手市場でした。
- 試験合格者は、多くの場合、監査法人に就職します。30歳代半ばまでの合格者は、ほとんどの場合、希望すれば大手監査法人に採用されたと聞いています。
- 大手監査法人でも予定人数を確保できなかったといわれており、準大手監査法人では、いかにして合格者を確保するかが重要な経営課題となっています。
- 大手監査法人や準大手監査法人では、アシスタント・スタッフ、監査トレーニー等の名称で試験合格を目指す者を雇用し、比較的定型的な監査業務に従事させながら、受験勉強を支援する制度を採用するところも多くなっています。

IV-3 監査法人等のモニタリング

- モニタリングには、オフサイト・モニタリングと検査があります。
- オフサイト・モニタリング
 - － 協会の品質管理レビューの検証
 - － 大手監査法人に対する報告徴収
 - － 国内監査事務所に対する報告徴収
 - － 検査結果通知後報告徴収

IV-3 監査法人等のモニタリング

- 監査法人等の検査の考え方
 - － 検査結果に基づき、監査の品質の確保・向上を図る主体は、監査法人等です。したがって、監査法人等の適切な行動を促すように検査を行うようにしています。
 - － 形式的に基準に準拠しているかだけでなく、適切な職業的懐疑心を発揮しているか、被監査会社の事業上のリスクを注視して監査上のリスクを評価しているかなど、実質的に監査の品質を確かめるようにしています。
 - － 監査法人の態様に応じて、検査の視点を検討するようにしています。

IV-3 監査法人等のモニタリング

- 検査の頻度等
 - － 大手監査法人＝2年に1度の通常検査に加え、通常検査の翌年にフォローアップ検査を実施しています。
 - － 準大手監査法人＝2年又は3年に一度検査を実施しています。
 - － 中小規模監査法人等＝品質管理レビュー等の結果を踏まえ、必要があると認める場合に実施しています。
- 審査会では、検査の結果把握した問題点等を取りまとめ、『検査結果事例集』を公表しています。
- 平成28年度、監査法人等の概況に関する情報を広く一般に提供するため、『検査結果事例集』の付録として、『モニタリングレポート』を公表しました。平成29年度は、『モニタリングレポート』を独立に公表する予定です。

V 拡大する公認会計士の活躍領域

1. 求められる会計人材
2. 監査法人の中で
3. 株式会社等の組織の中で
4. 独立した職業人として

V-1 求められる会計人材

- 株式会社はもちろん、いかなる組織体においても、信頼しうる財務情報が適時に提供されなければ、経営者も投資者その他の関係者も適切な意思決定を行うことはできません。
- 財務情報の作成や監査を担う会計人材は、経済社会のさまざまな分野で必要とされています。
- 経営者も、会計に精通することにより、財務情報を通して組織の状況を把握できるので、会計の知識は必要です。
- 会計・監査の専門的能力や実務経験を有する公認会計士は、最も必要とされる会計人材です。それだけに、公認会計士は、社会の中で、いろいろな役割を果たすことが期待されています。

V-2 監査法人の中で

- 監査業務

- － 法定監査＝金融商品取引法に基づく監査や会社法に基づく会計監査人監査のほか、学校法人監査や労働組合監査など、その範囲は広がっています。平成29年度から、一定規模以上の社会福祉法人にも導入されました。
- － 任意監査＝システム監査や情報セキュリティ監査なども行っています。

- 税務業務

- アドバイザリー業務

- 大規模な監査法人では、監査法人を中核としたグループを形成し、グループの中に、税務業務を行う法人やアドバイザリー業務を行う法人を設立しています。

V-3 株式会社等の組織の中で

- 会計・財務・経営企画等の担当者
 - CFO（最高財務責任者）
 - 監査役等、又はそのスタッフ
 - 内部監査担当者
 - 内部統制構築・推進担当者
 - （金融機関等での）融資業務担当者
- 非営利組織や官公庁でも、会計や監査の知識や経験を必要とする業務は、数多くあります。

V-4 独立した専門職業人として

- 独立開業
 - － 公認会計士としてキャリアを積んだ後、自ら事務所を開業し、税務業務、監査業務、会計アドバイザー業務等を提供している人も数多くいます。
- 社外役員
 - － 上場会社の社外取締役や社外監査役に就任する公認会計士も多くなっています。
- 大学等の教員
 - － 大学・大学院の専任教員に就任する公認会計士も多くなっています。
 - － 他の業務の傍ら、大学・大学院の非常勤教員に就任する公認会計士もおられます。

VI おわりに

- 審査会の目的は、適格性を備えた会計人材が公認会計士となることを支援し、また、公認会計士が使命を達成できるように支援することにあります。
- その目的を達成するため、公認会計士試験や監査法人等のモニタリングを実施しています。
- モニタリングでは、公益の観点から、監査法人等が監査品質の維持・向上を図ることができるよう品質管理システムを構築するよう支援することが目標です。

VI おわりに

- そのため、監査法人等の検査にあたっては、単に個別監査業務における不備を指摘するだけでなく、監査法人等の品質管理態勢、業務管理態勢、さらには経営管理態勢にさかのぼり、根本原因を追究するようにしています。
- 被検査／被監査側の不備から根本原因を追究し、被検査・被監査側の納得が得られる改善を提案するという点では、監査法人等のモニタリングと内部監査は共通しています。
- 個人的には、内部監査に関するこれまでの経験も活かしつつ、審査会の目的の達成に貢献したいと考えています。

VI おわりに

- 会計人材は、経済社会のさまざまな分野で必要とされています。
- 公認会計士は、会計人材の中でも、高度の専門的知識と実務経験を有する者として認められた存在です。
- 上場会社等の監査は、公認会計士にのみ認められた重要な社会的役割です。加えて、今日、多様な組織体が公認会計士を必要とするようになっていきます。
- 公認会計士＝監査人ではありません。知識や経験を活かし、さまざまな領域で活躍し、社会的に重要な役割を担うことができます。

ご清聴ありがとうございました

充実した大学生活を
送ってください